

# 「本とともにだち」プラン

第三次静岡県子ども読書活動推進計画

－ 後期計画 －

令和4年3月

静岡県教育委員会





## 目次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画の目的	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本方針	2
5 計画の作成方法	3
計画の体系図	4
第2章 第三次計画の成果と課題	5
1 家庭における子どもの読書活動の推進	5
2 地域における子どもの読書活動の推進	6
3 学校等における子どもの読書活動の推進	7
4 推進・支援体制の整備等	9
第3章 施策の方向性	10
1 家庭における子どもの読書活動の推進	10
(1) 子どもの読書習慣づくり	10
ア 保護者が集まる機会等での読書活動の促進	
イ 読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布・活用	
ウ 親子読書の理解の促進	
エ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援	
(2) 本にふれる機会の充実	12
ア 公共施設における読書環境の整備	
イ 本にふれる機会の情報発信	
ウ インターネット等を通じての理解の促進	
エ 在留外国人支援の関係機関・民間団体との連携	
2 地域における子どもの読書活動の推進	14
(1) 公立図書館の整備・充実	14
ア 市町立図書館等の整備・充実	
イ 県立中央図書館における子どもの読書活動支援機能等の充実	
(2) 地域における子どもの読書推進活動等への支援	18
ア 子ども読書アドバイザーの養成と育成	
イ 子ども読書アドバイザーの活用の場の拡充	
ウ 優秀な取組の顕彰	
エ 地域活動団体を通じての情報提供	
オ 各種団体事業の活用	
カ 地域活動団体への支援	
キ 地域で子どもを育む取組における普及啓発	

ク	関係機関の協力体制の促進	
ケ	特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援	
3	学校等における子どもの読書活動の推進	21
(1)	幼稚園・保育所・認定こども園における読書活動推進機能・事業の充実	21
ア	幼稚園・保育所・認定こども園の絵本コーナーの整備・充実	
イ	幼稚園・保育所・認定こども園における読み聞かせの充実	
ウ	職員等に対する読書活動に関する研修の充実	
エ	保護者会等での読書啓発活動の促進	
オ	読書活動に関わる情報の発信強化	
カ	小学校等との連携	
(2)	学校における子どもの読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実	23
ア	学校内の協力体制の確立	
イ	読書活動の充実	
ウ	学校図書館を活用した学習活動の充実	
エ	特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進	
オ	家庭・地域との連携	
(3)	学校図書館等の機能の強化	25
ア	学校図書館の資料・設備の充実	
イ	学校図書館活性化のための人的配置	
ウ	学校図書館の活用を推進するための研修・研究の充実	
4	推進・支援体制の整備等	29
(1)	県における推進・支援体制の整備	29
ア	市町との連携	
イ	「静岡県読書活動推進会議」の定期的な開催	
ウ	施策の周知	
エ	優秀な取組の顕彰	
オ	優良推奨図書を選定	
(2)	出版、書籍販売業界、報道機関等との連携	30
ア	業界との協働	
イ	読書関連イベント等の広報	
(3)	施策の実施に向けて	31
	参考資料	32
	・「本とともだち」プラン 努力目標（数値目標）一覧	33
	・関係法令・計画等	34
	・令和3年度静岡県読書活動推進会議委員	56

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画の目的

読書は、本の世界を、活字を媒介として自分の力で心の中に描き出す活動とされています。この読書ならではの活動を通じて、子どもたちは言葉を学び、知識を増やし、読解力を身に付け、想像力を豊かにしていきます。

技術革新やグローバル化の進展など急激に社会が変化する新しい時代には、子どもたち一人一人が、社会の変化に主体的に向き合っていて関わり合い、自らの可能性を発揮し、多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるための力を育むことが必要とされています。

子どもの頃からの読書習慣の確立は、こうした力を育んでいく有効な手段の一つです。

静岡県における子ども読書活動の推進については、2004年1月に策定した「静岡県子ども読書活動推進計画」（2011年3月「第二次計画」策定）や、静岡県読書活動推進会議の協議に基づいて施策を展開してきました。2018年3月には2027年度までの10年間を見越した第三次計画を策定し、全ての子どもが自主的に読書に親しむ習慣の確立を目指しています。

第三次計画のもと、これまで、発達段階を踏まえた読書活動の推進を図るため、特に乳幼児期の子どもと中高生における読書活動に重点をおいて施策を実施してきました。また、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向け、図書館の計画的な利用や機能の活用にも取り組んできました。市町立図書館の児童図書貸出冊数や学校司書等を配置する学校数は増加しています。また、県が育成し地域で子どもと本をつなぐ中核として活動する「静岡県子ども読書アドバイザー」は、2019年に全市町への配置が完了しました。

一方、家庭や地域で読書に親しむ子どもは若干の減少傾向にあり、要因としてスマートフォンの普及やネット動画の視聴時間増加等の影響も考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、市町立図書館の休館や利用制限等、子どもの読書活動にも影響がありました。子どもの読書活動推進に大きな役割を担う学校においても、休校等の影響による教育活動時間の逼迫から、読書活動の時間を確保することが難しい状況が見られます。

第三次計画策定から4年が経ち、これまでの取組を踏まえ、また社会の変化に合わせ、計画の見直しを行いました。施策の方向性は現計画を基本とし、具体的な取組に関する記載を加えるなど、静岡県読書活動推進会議等を踏まえて見直しました。

電子書籍の普及等、子どもを取り巻く読書環境は変化しつづけており、読書の形が多様になることも考えられます。計画の進捗状況について毎年度評価を行い、時代に合うよう取組を見直し、引き続き全ての子どもが自主的に読書に親しむ習慣の確立を目指します。

## 2 計画の性格

### (1) 法に基づくものです

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」（以下「法」という。）第9条の規定に基づき策定するものです。また、法第8条の規定により国が策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「国の基本計画」という。）を基にしつつ、これまでの「静岡県子ども読書活動推進計画」（以下「第一次・第二次計画」）の進捗状況や他の計画等を踏まえたものです。

### (2) 静岡県の「有徳の人」育成と結びつくものです

この計画は、県の総合計画や県の教育振興基本計画で目指す『有徳の人』の育成のための具体的な実施プログラムの一つとなるものです。

### (3) 市町の計画の指針となるものです

この計画は、国の基本計画とともに、県内各市町の「子ども読書活動推進計画」の策定や見直しをする際の指針となるものです。

## 3 計画の期間

2022年度から2025年度まで（4年間）とします。

第三次計画の後期計画と位置づけ、これまでの取組を踏まえ、本県の子どもの読書活動の目指すべき姿と計画的に取り組むべき施策を示しています。

## 4 計画の基本方針

生涯を通じて読書を楽しむ習慣が確立されていく「読書県しずおか」の構築に向け、子どもの読書活動推進を「生涯にわたる読書習慣の基礎づくり」と位置づけ、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことを目指します。

このため、発達段階に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等の施策を、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組みます。

### (1) 「本に出会い、本を知る」

乳幼児期から、子どもが「本と出会い」、そして「本を知っていくこと」は、本とともに人生を歩み始め、読書習慣を身に付けていく上で大切です。そして、それは本の楽しさを保護者が子どもと分かち合うところから始まります。

ア 親子のふれあいを重視した取組の支援・普及啓発を図ります。

- イ 公立図書館(図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)等、身近な地域の読書環境の整備を支援します。
- ウ 幼稚園・保育所・認定こども園等における読書環境の整備を促進します。
- エ 子どもと本をつなぐ人たち(静岡県子ども読書アドバイザー、読み聞かせボランティア等)の活動を支援します。

## (2) 「本に親しみ、本を活かす」

就学期には、読書習慣を身に付け、本に親しむことによって知識を蓄え、心を豊かにすることが望まれます。それが、社会の中で生きていくための糧を得ることにもつながります。その際、図書館が強い味方になります。また、本を通じた友人等との交わりは、さらに読書を味わい深いものにします。

- ア 学校全体での読書習慣づくりと学校図書館を活用した学習活動に取り組む推進体制を整備します。
- イ 学校図書館の活性化を図るため、資料・設備の充実、人的配置の促進に努めます。
- ウ 家庭・学校の読書活動を支援する公立図書館等身近な地域の読書環境を整備します。
- エ 地域で子どもを育む取組の中で、読書に親しむ活動を奨励します。

## (3) 「本と生き、本を伝える」

日常生活を営む上で、誰でも様々な疑問や課題を持ちます。読書はこれらを解決する有効な手段の一つです。成人してからも生涯にわたって本を傍らに置いて人生を歩むこと、そしてその姿を次世代の子どもたちに伝えていくことが望まれます。

- ア 大人自身の読書活動の啓発と読書環境の整備に努めます。
- イ 親子読書など、家庭での読書活動を促進します。
- ウ 地域における読書推進活動への参加を働きかけます。

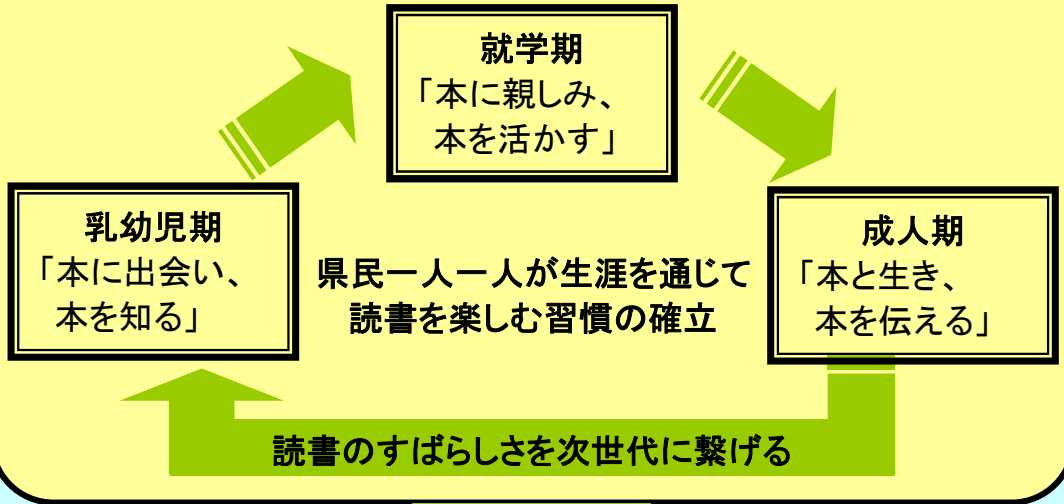
## 5 計画の作成方法

計画の作成にあたっては、国の基本計画を基とし、県における子どもの読書活動の現状を踏まえ、静岡県教育委員会と関係部局にて原案を作成しました。その後、静岡県読書活動推進会議で協議し、県民意見募集(パブリックコメント)にて広く意見を聴取した後、静岡県教育委員会が策定しました。



# 「本ともだち」プランの体系

## 【基本的な考え方】「読書県しずおか」の構築



実現に向けて

## 全ての子どもたちに自主的に読書に親しむ習慣の確立

### 【施策の方向】 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組

(1)読書環境の整備 (2)読書機会の提供 (3)読書活動の啓発

#### 家庭

《重点取組》

- ・読書ガイドブック(ブックリスト)の作成・配布・活用
- ・親子読書の理解の促進

#### 地域

《重点取組》

- ・子ども読書アドバイザーの養成と育成
- ・子ども読書アドバイザーの活用場の拡充

#### 学校等

《重点取組》

- ・幼稚園等における読み聞かせの充実
- ・保護者会等での読書啓発活動の促進
- ・読書活動の充実
- ・学校図書館を活用した学習活動の充実

支える

### 【施策の方向】 推進・支援体制の整備等

《重点取組》・市町との連携・施策の周知

## 第2章 第三次計画の成果と課題

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭で読書に親しむことの重要性を様々な機会を通じて県民に働きかけ、子どもや保護者が気軽に本にふれることができる環境を整備してきました。

#### 《成果》

##### (1) 子どもの読書習慣づくり

- 幼稚園、小学校、中学校では、「保護者に対して子どもの読書活動を啓発している学校等の割合」は、高い水準を維持しています。【資料1】
- 読書ガイドブック「本とともにだち」を対象年齢の全ての子どもや保護者に配布しています。特に0歳児の保護者への配布については、福祉関係課との連携により、市町の実態に合わせた「本とともにだち」の活用が進んでいます。

##### (2) 本にふれる機会の充実

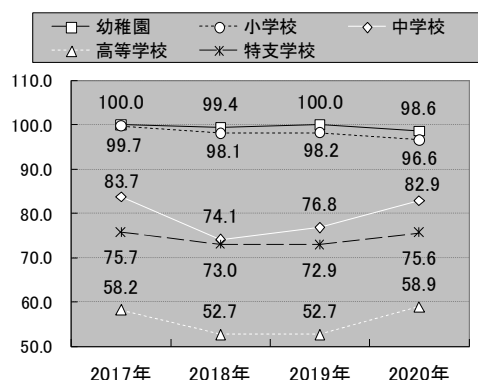
- 市町が設置する子育て支援拠点における図書スペース等の設置が進んでおり、子どもや保護者が本にふれる機会の充実が図られています。
- 子育て応援イベントや県立中央図書館の子どもコーナー等で読み聞かせ会を行うなど、本にふれる機会を設けました。

#### 《課題》

- 「1週間に1度は家庭や地域で本に親しむ子どもの割合」は横ばい又は減少傾向にあり、特に高校生では3割弱と低い水準にあります。【資料2】高校生年代への読書啓発とともに、幼少期からの切れ目ない読書啓発により、本に親しむ習慣づくりのための取組が必要です。
- 子どもが日常的に本に親しむためには、保護者の読書活動への理解が重要です。保護者への子どもの読書啓発活動を継続して行う必要があります。
- ICTの進展に伴い、電子書籍や電子図書館等を読書活動に活用する方法を検討する必要があります。

#### 【資料1】

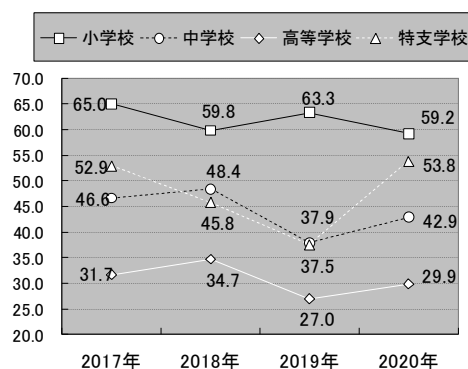
保護者に対して子どもの読書活動を啓発している学校等の割合



[学校対象調査 (県教育政策課実施)]

#### 【資料2】

1週間に1度は家庭や地域で本に親しむ子どもの割合



[学校対象調査 (県教育政策課実施)]

## 2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもにとって「身近に感じる利用しやすい施設」と「気軽に読書とふれあえる機会」が多くある地域づくりを目指し、公立図書館をはじめとする関係機関・団体における子どもの読書関連事業の充実を図ってきました。

### 《成果》

#### (1) 公立図書館の整備・充実

- 「県内市町立図書館の児童図書の間貸出冊数（12歳以下の子ども1人あたり）」は増加傾向にあります。【資料3】公立図書館における全年齢の1人あたりの年間貸出冊数（5.1冊：2019年度）に比べて高い数値となっており、市町立図書館が子どもや保護者の読書活動を支える場となっています。
- 県立中央図書館では、2020年度に子どもコーナー「どんぐりひろば」を開設しました。既存の「子ども図書研究室」と併せて、市町立図書館等に対する支援体制の充実が図られています。
- これまで県立中央図書館が子ども図書研究室を会場に開催してきた「新刊サロン」を、YouTubeで配信することで、配信期間中は誰でもどこでも見ることができ、子どもの本の最新情報をより多くの方に届けることができました。

#### (2) 地域における子どもの読書推進活動等への支援

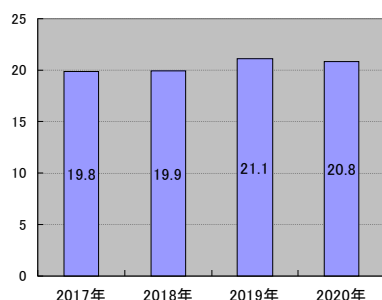
- 「子ども読書アドバイザー養成人数」は着実に増加し、2020年度には県内全市町に配置が完了しました。【資料4】
- 子どもの読書活動を支える様々な機関・団体等の連携を深めることを目的に、子ども読書アドバイザーフォーラムを開催し、4年間で519人が参加しました。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症流行を受け、オンラインで開催しました。

### 《課題》

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、図書館の利用制限や読書イベントの中止がありました。アフターコロナを見据えた子どもと本をつなぐ取組が必要です。
- 子ども読書アドバイザーの中には、高齢化等により活動を継続できない人もおり、継続的な養成が必要です。

#### 【資料3】

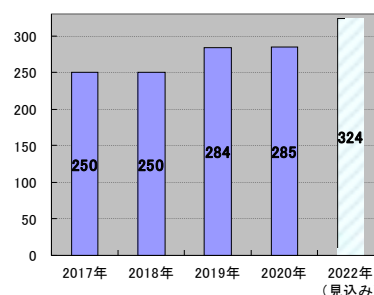
県内市町立図書館の児童図書の間貸出冊数（12歳以下の子ども1人あたり）〔県立中央図書館調査〕



#### 【資料4】

子ども読書アドバイザー養成人数

〔県社会教育課調査〕



### 3 学校等における子どもの読書活動の推進

主体的に本に親しむ子どもの育成を目指し、幼稚園・保育所・認定こども園では絵本コーナーの整備、学校では学校図書館の整備に取り組みました。また、学校図書館の運営にあたり、校長のリーダーシップの下、司書教諭や一般教職員、学校司書が互いに連携協働する体制づくりを進めました。

#### 《成果》

##### (1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における読書活動推進機能・事業の充実

- 子ども読書アドバイザーを活用した幼稚園・保育所・認定こども園の読書活動推進モデル事業を行いました。アドバイザーと園の協働により、保護者への啓発活動や目的に合った選書、絵本コーナーの環境整備等で効果がありました。

##### (2) 学校における子どもの読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

- 「朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校（特別支援学校は、児童生徒の実態に応じて朝読書、読み聞かせ等の読書活動に取り組む学部）の割合」は高い水準を維持しており、学校で本に親しむ活動が定着しています。【資料5】

##### (3) 学校図書館等の機能の強化

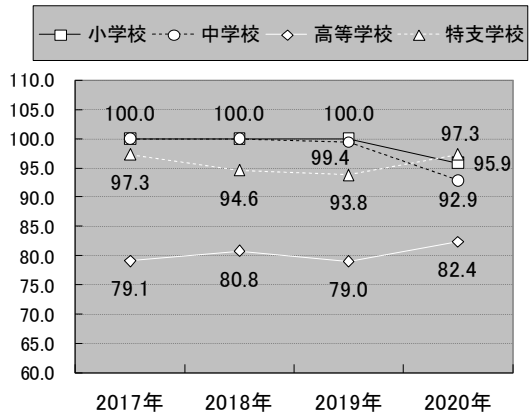
- 「学校司書等を配置している学校の割合」は増加傾向にあり、学校図書館の効果的な活用のための基盤整備が進んでいます。【資料6】

#### 《課題》

- 市町によって子ども読書アドバイザーの学校等での活用に差があります。先進的な取組を広く市町や学校等に周知し、読書活動推進を図る必要があります。
- 1か月の読書冊数は、概ね横ばいで推移しています。朝読書や読み聞かせ、ビブリオバトル等、校種や児童生徒の実態に応じた取組を促進する必要があります。【資料7】
- 学校では、児童生徒に1人1台端末の貸与が進んでいます。学校の「情報センター」としての役割を持つ学校図書館においても個人端末の活用を図る必要があります。

【資料5】

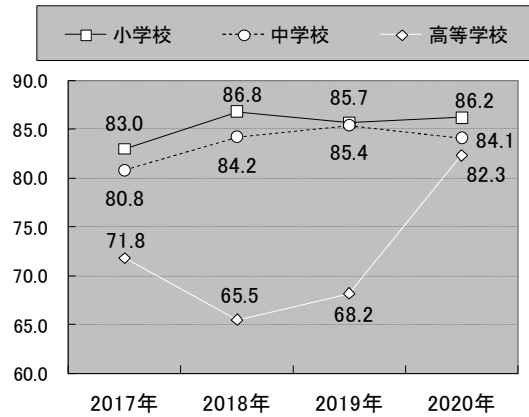
朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校（特別支援学校は学部）の割合



〔学校対象調査（県教育政策課実施）〕

【資料6】

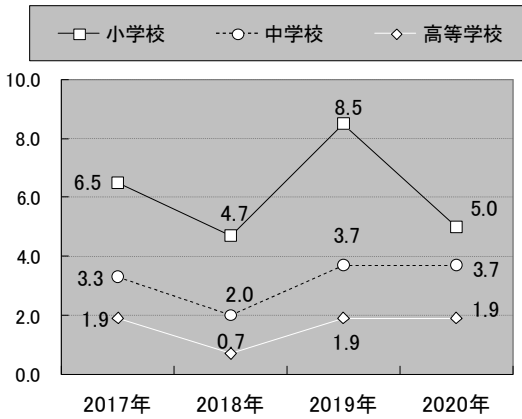
学校司書等を配置している学校の割合



〔学校対象調査（県教育政策課実施）〕

【資料7】

1か月の読書冊数



〔学校対象調査（県教育政策課実施）〕

## 4 推進・支援体制の整備等

各種施策の実施に向け、行政関係課・機関、各種団体、民間企業等と連携を図りながら、推進・支援体制の整備・充実に努めました。

### 《成果》

#### (1) 県における推進・支援体制の整備

- 「子ども読書活動推進計画」の見直しをした、または見直しを図っている市町の割合」は高い水準を維持しています。【資料8】
- 読書活動推進会議では、幼稚園・学校の関係者や読書推進団体、学識経験者、書籍販売関係者等、様々な立場の方に委員を委嘱し、施策に対して多様な御意見をいただいています。

#### (2) 出版、書籍販売業界、マスコミ等との連携

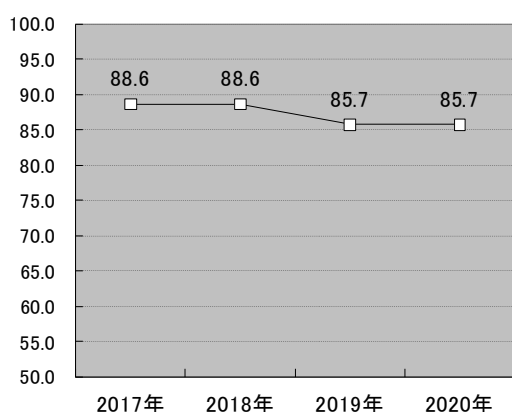
- 出版・書籍販売業界団体との連携による県の施策の広報、静岡書店大賞への協力や連動した企画展の実施等、民間と連携した取組が広がっています。
- 高等学校ビブリオバトルの大学との協力による開催や大学生の運営参画等、新たな連携・協力体制の構築が図られています。

### 《課題》

- 新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化やICT化の進展等、社会の変化に対応した読書推進の取組が求められており、引き続き市町へ計画の見直しを働きかける必要があります。
- ライフスタイルが多様化する中、より多くの子どもや保護者に情報を届けるためには、県と市町、民間団体、書籍関連業界、報道機関等、より広い連携体制の構築が必要です。

#### 【資料8】

「子ども読書活動推進計画」の見直しをした、または見直しを図っている市町の割合



[学校対象調査 (県教育政策課実施)]

## 第3章 施策の方向性

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、保護者が配慮することが大切です。

各家庭において、読み聞かせ等、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す働きかけが、保護者によって日常的に行われていくことを目指します。また、親子読書など、親子（家族）のふれあいを大切にした読書活動が、各家庭で営まれることを推奨します。

そのために、家庭で読書に親しむことの重要性を、様々な機会を通じて県民に働きかけます。また、保護者や子どもが気軽に本にふれることができる環境を整備します。

#### (1) 子どもの読書習慣づくり

##### ア 保護者が集まる機会等での読書活動の促進

親子が集まるイベント、子育て支援団体、PTA、保護者会、家庭教育応援企業等を通じた働きかけや、関係各課機関等のホームページ等の広報媒体を活用した呼びかけを通じて、読書や読み聞かせ・読み語りの重要性についての理解を促進し、家庭で親子読書の時間が設けられるよう働きかけます。また、各市町で実施しているブックスタート等の読書啓発活動が、一層充実するよう働きかけます。

##### 【主な取組】

- 家庭教育学級での読み聞かせについての講演の実施
- 企業等における家庭教育講座での親子読書啓発
- 県立中央図書館「どんぐりひろば」におけるおはなしかいの開催
- 子育て支援イベントにおける読み聞かせイベント等の広報

【担当：こども未来課・義務教育課・社会教育課・中央図書館】

#### 子育て講座における保護者への読書啓発（小山町）

各市町で保護者に読書の大切さを伝える取組が行われています。

小山町では、3歳児の保護者を対象にした子育て講座を開催しています。講師を小山町図書館ボランティアと子ども読書アドバイザーが務めています。

講座では絵本の楽しさ、読み聞かせによる生の声の大切さ、おはなしを子どもと共有する喜び等を保護者に語りかけ、コロナ禍の今だからこそ絵本を楽しみたいと呼びかけました。グループワークでは、家庭での子どもの読書の様子や悩みが話題に上がり、保護者同士のつながりも生まれました。また、講師から様々なジャンルのおすすめの本が紹介され、参加した保護者は「さっそく子どもに読み聞かせをしてあげたい」と、熱心に本を手にとっていました。



（令和3年度「楽しい子育て講座」）

## イ 読書ガイドブック（ブックリスト）の作成・配布・活用《重点》

県内の子どもが興味をもって活用するとともに、保護者や、子どもの読書活動関係者の参考となる読書ガイドブック（ブックリスト）「本とともだち」とその活用手引書を作成し、配布します。また、「読書県しずおかBookサイト」に「本とともだち」とその活用情報を掲載し、更なる活用を働きかけます。

### 【主な取組】

- 対象となる全ての児童生徒、保護者への「本とともだち」の配布
- 子ども読書アドバイザー等による保護者への読書啓発での活用促進
- 研修会等、教育現場での活用事例の紹介

[担当：義務教育課・社会教育課]

### 静岡県読書ガイドブック「本とともだち」

県教育委員会では、成長過程に応じた4段階の読書啓発資料「本とともだち」を作成し、該当する県内全ての保護者や子ども(児童生徒)に配布しています。

母子手帳配布時、新生児の保護者に「あかちゃん版」を、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じて3歳児の保護者に「幼児版」を配布しています。

就学後は小学1年生に「小学生版」を、中学1年生に「中学生版」を配布しています。本の親しみ方や図書館の活用方法、おすすめの本のリスト等を掲載しています。また、授業での活用方法を「活用の手引き」で紹介しています。



「あかちゃん版」



「幼児版」



「小学生版」



「中学生版」

## ウ 親子読書の理解の促進《重点》

地域の公立図書館、児童館、公民館等で行われる、親子で参加できる読み聞かせやおはなし会等を通じて、親子で本に親しむ親子読書の推進が図られるよう働きかけるとともに、啓発資料を提供し、理解の促進を図ります。また、幼稚園・保育所・認定こども園における保護者への親子読書啓発を推奨します。

### 【主な取組】

- 親子読書啓発リーフレットの作成・配布・活用
- 小・中学校における読書活動の推進啓発
- 幼稚園・保育園・認定こども園における読書活動の推進啓発
- 子育て応援イベント等での親子読書啓発

[担当：こども未来課・義務教育課・社会教育課]

## エ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援

「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」の基本理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援するため、公立図書館、特別支援学校、福祉施設等にLLブックやさわる絵本等の資料



の整備を促進するとともに、特別な支援を必要とする子どもの家庭に対する積極的な広報が行われるよう働きかけます。

#### 【主な取組】

- 障害に配慮した図書資料の整備促進
- ユニバーサルデザイン絵本手作り教室及びユニバーサルデザイン絵本コンクール作品展の開催
- 親子読書啓発リーフレットの活用

[担当：特別支援教育課・社会教育課・中央図書館]

## (2) 本にふれる機会の充実

### ア 公共施設における読書環境の整備

公民館や地域子育て支援拠点等の公共施設に対し、親子が集まる図書コーナーの整備や子どもの読書関連事業の実施について働きかけるとともに、公立図書館との連携を促進します。

#### 【主な取組】

- 地域子育て支援拠点への支援
- 幼稚園等における絵本コーナー設置の促進

[担当：こども未来課・義務教育課]

### イ 本にふれる機会の情報発信

地域の公立図書館、児童館、公民館等で開催される読み聞かせやおはなし会の情報を、「県生涯学習情報発信システム（通称「まなぼっと）」」に掲載するとともに、関係各課機関等のホームページ等を活用し、保護者に向けて情報を発信します。

また、ICTの進展に伴い、電子書籍や電子図書館等の普及が進んでいることから、新たな読書機会の契機ととらえ、具体的な取組事例を参考に、その活用を検討します。

#### 【主な取組】

- 「県生涯学習情報発信システム」による情報発信
- 子育て支援ポータルサイトでの情報発信
- 子ども図書研究室だよりの発行
- 「読書県しずおか Book サイト」による情報発信

[担当：こども未来課・社会教育課・中央図書館・総合教育センター]

### ウ インターネット等を通じての理解の促進

「読書県しずおか Book サイト」等を活用し、家庭における読書や読み聞かせの事例紹介や、その重要性について広く理解を促進します。

また、本に親しむきっかけづくりとして、電子書籍や SNS を活用した多様な読書の形を検討します。

**【主な取組】**

- 「読書県しずおか Book サイト」による情報発信
- 子育て支援ポータルサイトでの情報発信

[担当：こども未来課・社会教育課]

**エ 在留外国人支援の関係機関・民間団体との連携**

在留外国人支援の関係機関・民間団体等と連携して、各家庭に読書の重要性を呼びかけます。

**【主な取組】**

- 対象となる全ての児童生徒、保護者への「本とともにだち」の配布

[担当：社会教育課]

**【努力目標（数値目標）】**

目標項目	目標値 (2025 年度)	現状値 (2020 年度)
1 週間に 1 度は家庭や地域で本に親しむ子どもの割合	小 70 % 中 47 % 高 34 % 特 65 %	小 59.2 % 中 42.9 % 高 29.9 % 特 53.8 %

## 2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備し、その利用について働きかけをしていくことが重要です。

公立図書館は、子どもが学校外で本と出会い、読書を楽しんだり本を活用した学習活動をしたりとすることができる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の拠点施設です。

また、地域の読書活動推進・青少年健全育成等の関係団体、保健所・保健センター、児童館等の関係機関でも、様々な読書に関する取組を通じ、子どもの主体的な読書を推進する上で大きな役割が期待されています。

こうしたことを踏まえ、子どもたちにとって、「身近に感じる利用しやすい施設」と「気軽に読書とふれあえる機会」が多くある地域づくりを目指します。

このため、関係団体・機関における子どもの読書関連事業の充実が図られるよう働きかけるとともに、公立図書館等との連携を図り、地域における読書環境の充実及び読書活動の推進に努めます。

### (1) 公立図書館の整備・充実

#### ア 市町立図書館等の整備・充実

##### (ア) 図書館の設置等

市町には、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年 12 月文部科学省告示・令和元年 6 月改正)や「これからの図書館像」(平成 18 年 3 月文部科学省報告)、国の基本計画に基づいた図書館の設置及び整備・充実が図られるよう、情報提供します。

また、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町立図書館の設置の推進とともに、住民の生活圏、図書館の利用圏などを十分に考慮し、分館等の設置や移動図書館車の活用により、当該市町の全域サービス網の整備が図られるよう支援します。

##### (イ) 専門的職員の養成や配置

図書館職員は、乳幼児・児童・青少年用図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たします。市町図書館の職員がこれらの専門的知識・技術を習得できるよう、研修機会を充実させるとともに、専門的職員の適切な配置が図られるよう支援します。

##### (ウ) 図書資料等の整備・充実

地域の子どもの読書活動を推進していくには、身近な市町立図書館の乳幼児・児童・青少年用図書資料等の整備・充実が必要不可欠です。市町立図書館に全ての子どもたちが楽しむことができる豊富で多様な資料等の計画的な整備を促進するため、子ども向け図書資料に関する情報を提供します。

## **(エ) 図書館の情報発信の強化**

児童書に関する情報や、おはなし会・講座などに関する情報の地域住民への提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たします。インターネットによる蔵書検索システムの導入、SNSによる情報提供など、市町立図書館の情報化が図られるよう先進的な事例を紹介します。

## **(オ) 子どもと本をつなぐ活動等の実施**

子どもが読書に親しむ機会の充実を図るため、市町立図書館が実施する、子ども読書イベントや保護者への啓発活動等を支援します。

## **(カ) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援**

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、障害のある子どもの読書活動を支援するため、市町立図書館における多様な資料の収集及び機器の整備・充実を働きかけるとともに、各機関と連携して、手話通訳や対面朗読によるおはなし会などの実施を推進します。

また、市町立図書館に対し、外国人の子どもの読書活動支援の充実を促進し、そのための情報提供を実施します。

## **(キ) 関係機関等との連携促進**

市町立図書館に対し、地域の読書活動推進団体・グループ、青少年団体等の関係団体、公民館、児童館、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携した子どもの読書活動を推進する取組の継続的な実施を促します。(例 ブックスタート事業、セカンドブック事業等)

## **(ク) ボランティアの活動促進**

子どもの読書活動を支援するボランティアの活動を促進するため、読書ボランティアのリーダーとなる子ども読書アドバイザーを養成します。また、市町や市町立図書館に対し、ボランティア養成の実施や、養成したボランティアの活躍の場の確保等を働きかけます。

## **(ケ) 「読書週間」及び「子ども読書の日」「こどもの読書週間」を通じた普及啓発・広報ボランティアの参加促進**

「読書週間」及び「子ども読書の日」「こどもの読書週間」に関連して、市町立図書館等での普及啓発・広報活動を促進するとともに、各図書館、読み聞かせボランティア団体等と連携を図り、子どもだけでなく大人への普及啓発・広報を一層推進します。

[担当：社会教育課・中央図書館・総合教育センター]

## 学校と連携した電子書籍を活用した取組（熱海市）

熱海市立図書館では、市内の小中学校とも連携し、電子書籍を活用した子どもたちの読書推進に取り組んでいます。学校における ICT の取組と電子図書館の有効利用を目的に、市内の小学校において音声付きの英語の絵本をモニターに映して解説をする、試験的な朝読書の取組を行いました。

また、図書館と学校現場の方針をすり合わせるために、子どもたちから電子書籍で読みたい本のリクエストを受けながら選書を進めています。



（電子書籍を活用した読み聞かせ）

## イ 県立中央図書館における子どもの読書活動支援機能等の充実

### （ア）児童図書の実用と活用

市町立図書館、公民館図書室等を積極的に支援するため、「子ども図書研究室」の資料として、乳幼児・児童・生徒向けの図書資料等の網羅的な収集に努めるとともに、子どもの読書に関する調査・研究用の資料の収集に努めます。

収集した資料をもとに、選定児童図書リストの公開や新刊サロンを通じて、市町立図書館や学校図書館、ボランティアや保護者に児童図書に関する情報を提供します。

「子ども図書研究室」で行っている児童図書や児童サービスの研究等で得られた知見を、どんぐりひろばで実践し、その成果を市町立図書館等に還元します。

### （イ）情報化の推進

WebOPAC の公開や県内全ての市町立図書館の資料が検索できる県横断検索システムの提供など、図書館の情報化の推進を図り、読書活動支援機能等の充実を図ります。

また、県立中央図書館における電子図書館の導入等利用者サービスのDXを推進し、利用者の利便性の向上を図ります。

### （ウ）国際子ども図書館の周知

県内市町立図書館、学校図書館に、国際子ども図書館のサービスの周知を図ります。

### （エ）子どもの読書活動推進に関する助言

図書館職員、ボランティア等からの要請に応じて、子どもの読書活動推進に関する助言を行います。

### （オ）図書館運営に関する支援・協力

図書館未設置町に対して、図書館設置に関する助言を行います。また、子どもたちがより充実した図書館サービスを楽しむよう、市町立図書室等の業務運営への助言・協力、図書資料等の貸出や巡回展示の開催などを行います。

### (カ) 研修の充実

子どもへのサービスの向上を図るため、県内図書館職員や学校図書館を担当する職員等を対象に、その専門的知識・技術を高めるための研修の充実を図ります。また、研修を通じて、県立中央図書館と市町立図書館及び学校図書館間の情報の共有に努めます。

### (キ) 資料運搬網の整備

県内図書館間の相互貸借資料を迅速かつ確実に搬送するため、搬送業務を円滑に遂行するとともに、今後の増加に対応した搬送網の整備の充実を図ります。

### (ク) レファレンスサービスの充実

市町立図書館に対する職員研修の実施、並びに関係機関と連携、協力したレファレンスサービスの展開により、レファレンスサービスの充実を図ります。

### (ケ) 調べ学習等での本の活用の対応

学校における総合的な学習の時間や調べ学習に利用できる資料の収集に積極的に努めるとともに、「地域学習に役立つ図書リスト」を公開し、学校及び市町立図書館の利用に供します。

### (コ) 読書関連事業を通じての普及啓発・広報

静岡県図書館大会や図書館講座、所蔵資料展示等の事業を通じて、県民への読書活動の普及啓発・広報を図ります。

### (ク) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援

病院図書館や静岡県視覚障害者情報支援センター、ボランティアと連携し、障害のある子どもの読書活動の支援に努めます。また、外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供、利用案内等のサービスに努めます。

[担当：社会教育課・中央図書館・総合教育センター]

#### 子ども図書研究室・どんぐりひろば

県立中央図書館では、市町立図書館等の児童サービスを支援するとともに、児童図書研究者、教員、読書関係ボランティア等への適切な情報を提供することを目的に、子ども図書研究室を設置しています。出版される全ての児童書・絵本を収集し、10万冊以上を所蔵しています。児童サービス担当専門職員が、本や読書活動に関する相談に応じるとともに、子ども図書研究室が選定した新刊児童書のリスト公開や「新刊サロン」・「子ども図書研究室講演会」を開催しています。

また、グランシップにあった「えほんのひろば」が県立中央図書館子どもコーナー「どんぐりひろば」として移転、再オープンし、これまで行っていなかった児童への直接サービスを提供しています。“子どもと本を結ぶ活動”に関わる大人を支援する「子ども図書研究室」と同じ建物となり、サービスの相乗効果が期待されます。



(どんぐりひろば)

## (2) 地域における子どもの読書推進活動等への支援

### ア 子ども読書アドバイザーの養成と育成《重点》

就学前の子どもやその保護者に対する読書活動の啓発を推進し、学校や図書館等とボランティアをつなぐコーディネーター役、経験の浅いボランティアへの指導者としての役割を担う子ども読書アドバイザーを養成します。また、子ども読書アドバイザーの更なるスキルアップを図るため、フォローアップの機会を設けます。

#### 【主な取組】

- 子ども読書アドバイザー養成講座の実施
- 子ども読書アドバイザーフォローアップ研修の実施

[担当：社会教育課]

### イ 子ども読書アドバイザーの活用の場の拡充《重点》

子ども読書アドバイザーが各市町で活躍できるよう、市町等における先進的な取組を広く周知を図るとともに、市町担当者と子ども読書アドバイザーが活動について協議する場を設けます。

#### 【主な取組】

- 市町子どもの読書活動推進担当者会の実施
- 子ども読書アドバイザーフォーラムの実施

[担当：社会教育課]

### 静岡県子ども読書アドバイザー

県教育委員会では、各市町で活動する読書ボランティアの中から、経験、技術ともに優れた方で市町より推薦された方に「静岡県子ども読書アドバイザー養成講座」を受講していただき、修了者を「静岡県子ども読書アドバイザー（以下「アドバイザー」）」として認定しています。

アドバイザーは、地域の読書ボランティアリーダー、学校や図書館とボランティアをつなぐコーディネーター等として、地域で子どもと本をつなぐ身近で頼れる存在として活躍しています。

#### 【アドバイザーの活動例】

- ・図書館での読み聞かせボランティア養成講座の講師
- ・こども園における職員への研修の講師
- ・保護者向け「読み聞かせ講座」の講師
- ・家庭教育学級での講師
- ・ブックスタート事業への協力
- ・ブックリスト作成のための選書協力
- ・市町の子ども読書推進協議会の委員



(こども園における職員への研修)

### ウ 優秀な取組の顕彰

県内各地で活躍しているボランティアの情報を集め、その活動を広く紹介するとともに、優秀な実践を行っている団体（個人）の顕彰や県民

への周知を図ることにより、読書活動の活性化を図ります。

**【主な取組】**

- 「読書県しずおか」づくり優秀実践団体（者）表彰の実施  
[担当：社会教育課]

**エ 地域活動団体を通じての情報提供**

地域活動団体（ボランティア団体）を通じて、保護者、一般県民へ子どもの読書活動に関する情報を提供します。

**【主な取組】**

- 子ども読書アドバイザーと地域活動団体の連携促進  
[担当：社会教育課]

**オ 各種団体事業の活用**

「子どもゆめ基金」など各種団体が実施する事業の情報を集めるとともに、県ホームページ等を通じ市町、学校、読書活動団体（ボランティア団体）等に周知し、その活用を奨励します。

**【主な取組】**

- 各種団体助成・補助事業情報の広報  
[担当：社会教育課]

**カ 地域活動団体への支援**

子ども会、PTA、地域活動連絡協議会、子育てサークル等の地域で活動する団体において、子どもの読書推進活動の充実が図られるよう働きかけるとともに、子ども読書アドバイザーの活用や活動の好事例の紹介等により、活動を支援します。

**【主な取組】**

- 「読書県しずおか Book サイト」等での読書活動支援情報の発信
- 子ども読書アドバイザーの養成・育成・活用  
[担当：社会教育課]

**キ 地域で子どもを育む取組における普及啓発**

「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」「地域学校協働本部」等の地域で子どもを育む場での読書活動の実施を働きかけるとともに、子ども読書アドバイザーや読書ボランティアの活用等により活動を支援します。

**【主な取組】**

- 事業担当者連絡会等を通じた啓発
- 活動実施主体と図書館等の連携促進  
[担当：社会教育課]



## ク 関係機関の協力体制の促進

地域における子どもの読書活動推進団体を支援するため、学校、図書館、公民館等関係機関の協力体制の構築を促進します。

### 【主な取組】

- 子ども読書アドバイザーフォーラムの実施
- 市町子どもの読書活動推進担当者会の実施

[担当：社会教育課]

## ケ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援

特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援するため、民間団体と連携して点字・翻訳・朗読奉仕者等のボランティアを養成するとともに、市町立図書館に対して、LLブックやさわる絵本、英字本（児童書）等、特別な支援を必要とする児童に向けた蔵書の充実を働きかけます。

### 【主な取組】

- 視覚障害者情報支援センターや大学図書館との連携
- 図書館運営相談への対応

[担当：中央図書館]

### 発達に課題を持った子どもたちへの支援（藤枝市）

藤枝市立駅南図書館では、発達に課題を持った子どもたちを休館日の図書館に招待する「そらいろ図書館」事業を行っています。

市内の児童発達支援施設等に通う幼児・児童・生徒とその保護者に対して、気兼ねなく図書館を体験する機会を提供し、読書を楽しむきっかけ作りとなることを目的に実施しています。1回1時間程度で、図書館職員による読み聞かせや手遊びを楽しむとともに、希望により図書館内の案内、カウンター体験等もすることができます。



（「そらいろ図書館」の様子）

### 【努力目標（数値目標）】

目標項目	目標値 (2025年度)	現状値 (2020年度)
「子ども読書の日」（4月23日）、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）のいずれかに読書啓発（図書館利用指導を含む）に取り組んだ学校、公立図書館の割合	小 100 % 中 100 % 高 75 % 特 90 % 図 100 %	小 91.2 % 中 73.5 % 高 52.9 % 特 78.4 % 図 86.3 %
子ども読書アドバイザーとして活動する人の数	250 人	—
県内市町立図書館の児童図書の間年貸出冊数（12歳以下の子ども1人あたり）	24 冊	20.8 冊
「子ども読書活動推進計画」の見直しをした、または見直しを図っている市町の割合	100 %	85.7 %

### 3 学校等における子どもの読書活動の推進

学校等は、従来から学習活動等を通じて子どもの読書活動を推進しており、読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。一方、外国語活動等の新たな教育活動の増加により、学校において読書活動に取り組む時間の減少が懸念されています。

学校教育法の第21条では、義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定され、加えて、平成29年3月に公示された新学習指導要領では、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向け、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、学習活動や読書活動を充実させることが重要となっています。また、幼稚園教育要領では、日常生活に必要な言葉がわかるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせることを重視しています。

県は、子どもの読書環境づくりに取り組み、学校では、余暇を利用して本を読んだり、自主的に資料を使って調べたりする子どもの育成を目指します。そのために、学校図書館が、子どもの読書活動や子どもへの読書指導の場である「読書センター」としての機能、子どもの学習活動を支援する「学習センター」としての機能、子どもの情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うための整備、充実を支援します。また、幼稚園や保育所、認定こども園では、絵本コーナーの整備・充実を図るとともに、職員等に対する読書活動に関する研修の充実を促進していきます。

さらに、学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭や一般の教職員、学校司書等がそれぞれの立場で役割を果たした上で、互いに連携・協力する体制づくりを進めます。また、教職員自身が日常的に読書をすることで、学校全体で子どもも大人も自然と本に親しむ気運を醸成します。

#### (1) 幼稚園・保育所・認定こども園における読書活動推進機能・事業の充実

##### ア 幼稚園・保育所・認定こども園の絵本コーナーの整備・充実

市町の教育委員会や子ども・子育て関係部局を通じて、幼稚園・保育所・認定こども園の絵本コーナー等の整備・充実を働きかけるとともに、公立図書館との連携を促進します。

また、親子読書のために子どもへの本の貸し出しを促進します。

##### 【主な取組】

- 幼児教育担当者会での啓発
- 幼稚園・保育所・認定こども園職員対象研修での整備促進啓発

[担当：こども未来課・義務教育課・社会教育課]

## イ 幼稚園・保育所・認定こども園における読み聞かせの充実《重点》

教育・保育に携わる職員のみならず、保護者や地域の読み聞かせボランティア、子ども読書アドバイザー等と連携し、園児を取り巻く様々な人たちによる読み聞かせの充実を図ります。

### 【主な取組】

- 幼児教育担当者会での啓発
- 幼稚園・保育所・認定こども園職員対象研修を通じた啓発

[担当：こども未来課・義務教育課・社会教育課]

## ウ 職員等に対する読書活動に関する研修の充実

県が実施する公立幼稚園等初任者研修会において、読み聞かせについての講演・演習を実施します。

さらに、先進事例の紹介等により子ども読書アドバイザーの活用を図り、職員対象の読書に関わる園内研修の実施を促進します。

### 【主な取組】

- 幼稚園等初任者研修の実施
- 子ども読書アドバイザーのリスト作成・配布

[担当：義務教育課・社会教育課]

## エ 保護者会等での読書啓発活動の促進《重点》

保護者会、PTA家庭教育学級等での読書啓発活動を促進するとともに、子ども読書アドバイザーや啓発リーフレットの活用等を促進します。

### 【主な取組】

- 幼児教育担当者会での啓発
- 家庭教育支援事業との連携による啓発活動

[担当：義務教育課・社会教育課]

## オ 読書活動に関わる情報の発信強化

「本とともだち」や親子読書啓発リーフレット等を提供し、幼稚園・保育所・認定こども園において、保護者へ親子読書を啓発します。

### 【主な取組】

- 親子読書啓発リーフレットの作成・配布・活用
- 読書ガイドブック「本とともだち」の作成・配布

[担当：社会教育課]

## カ 小学校等との連携

発達段階に合わせた読書活動のつながりが継続されるよう、幼稚園等と小学校との交流活動において、学校図書館見学等体験活動を通じて連携を促進します。

### 【主な取組】

- 市町幼児教育担当者連絡会等での読書活動への理解促進

[担当：義務教育課・社会教育課]

## (2) 学校における子どもの読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

### ア 学校内の協力体制の確立

#### (7) 学校図書館が学校教育の中核的役割を担うための協力体制の確立

各学校では、校長のリーダーシップの下、校内研修を通じて、学校図書館の機能や学校図書館を活用した学習について、教職員全体に共通理解を図り、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を促進します。

また、学校組織の中に学校図書館部等を位置づけ、司書教諭や学校司書を中心に全校で読書活動の推進に取り組む体制づくりを働きかけます。

#### (4) 学校図書館を活用した学習活動の年間授業計画の作成

児童生徒の主体的・対話的で深い学びが実現できるよう、全ての教職員が各教科等において学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図るための年間計画の作成を、研修機会等を通じて促進します。

[担当：私学振興課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課・総合教育センター]

### イ 読書活動の充実《重点》

#### (7) 朝読書、読み聞かせ等、全校で取り組む読書活動の実施

小・中・高等学校では、朝読書や読み聞かせ等、全校で計画的に取り組む読書活動を実施するよう、その取組の重要性について周知します。

#### (4) 静岡県読書ガイドブック「本とともにだち」の活用

各校に「活用の手引き」を配布し、図書館オリエンテーションや、調べ学習など学校図書館を活用した授業を行う際に、静岡県読書ガイドブック「本とともにだち」を活用するように働きかけます。また、「本とともにだち」掲載のブックリストを選書等に活用したり、推薦書や必読書の選定に活用したりすることで、児童生徒が質の高い本にふれることができるように促進します。

#### (4) 多様な読書活動の普及と活動の充実

教職員や学校司書等による読み聞かせやブックトーク、アニメーション等、本を読む楽しさに導く取組を行う学校が増えるように働きかけるとともに、さらに、読み聞かせやブックトークの効果を高める方法を周知し、レベルアップを図ります。

また、ICTの進展に伴い、電子書籍や電子図書館等の普及が進んでいることから、新たな読書機会の契機ととらえ、具体的な取組事例を参考に、その活用を検討します。

#### (4) 静岡県高等学校ビブリオバトル等の普及

不読率が高い傾向にある高校生が読書の楽しさを他校の生徒等に直接伝え、読書の機会を広げる、静岡県高等学校ビブリオバトルを開催

します。本を介した広域的な交流の機会にするとともに、活動が高校生をはじめ、中学生や大学生へと広がるように働きかけます。

#### **(オ) 「読書週間」及び「子ども読書の日」「こどもの読書週間」を通じての普及啓発・広報**

「読書週間」及び「子ども読書の日」「こどもの読書週間」に合わせて、学校への普及啓発・広報活動を実施することにより、こどもの読書活動を一層推進します。

[担当：私学振興課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課・総合教育センター]

#### **静岡県高等学校ビブリオバトル**

県教育委員会では、読書離れが危惧される高校生の本に対する興味や関心を高め、表現力を磨くとともに、自主的に読書活動に取り組む気運を醸成するため、「静岡県高等学校ビブリオバトル」を開催しています。平成27年度から開催し、令和元年度の第5回大会では、県内の公私立33校から60名の高校生が参加し、おすすめの本について熱く語り合いました。

校内でビブリオバトルに取り組む学校も増え、高校生同士が本を介した交流により、新たな読書の楽しさを実感する活動として広まっています。



(令和元年度第5回大会)

### **ウ 学校図書館を活用した学習活動の充実《重点》**

#### **(7) 学校図書館を計画的に活用した学習活動の推進**

校種ごと、学年ごとに育てたい子ども像を設定し、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や読書活動の充実のため、学校図書館活用年間計画を作成する等、全ての教科等の授業を通じて学校図書館を計画的に活用した学習を推進します。

#### **(イ) 学校図書館を活用した授業方法の研修の充実**

司書教諭以外の教職員が、学校図書館の仕組みや学校図書館を活用した授業について学ぶ機会を設けます。また、各学校でも研修の機会を設け、実践が広がるように促進します。

#### **(ウ) 司書教諭による授業支援**

司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用して学習等を支援するよう働きかけます。

[担当：私学振興課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課・総合教育センター]

## エ 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

### (7) 子どもの実態に応じた読書活動の体験

発達の段階や障害の状態等に応じた教育活動を展開する中で、学校図書館を計画的に利用し、子どもが充実した学習活動や読書活動の体験ができるように学校等に働きかけます。

### (イ) 子どもの実態に応じた資料の充実

それぞれの子どもが自主的に資料にふれたり、楽しんだりできる多様な資料（LLブック、さわる絵本等）を揃えるよう学校等に働きかけます。

[担当：義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター]

## オ 家庭・地域との連携

### (7) 図書館職員、ボランティア等との連携

司書教諭、学校司書等を中心に、公立図書館職員や保護者、地域住民によるボランティア等の協力を得て、学校図書館の整備や活用が日常的、継続的に進むよう促進します。

また、子ども読書アドバイザーの役割について周知し、各市町や学校に活用を促進します。

### (イ) 学校図書館と公立図書館が連携した読書啓発活動の推進

学校図書館と公立図書館が連携し、「読書週間」や「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」等の取組を展開するよう働きかけます。

### (ウ) 家庭における親子読書の普及啓発

読書習慣の確立や読書を通して家族のコミュニケーションを深めることができるよう、家庭で親子読書の時間を設けるよう働きかけます。

### (エ) 学校から保護者への理解の促進

保護者会、入学説明会、家庭教育学級等で、親子読書の意義や必要性を保護者に伝えるよう、学校に促します。

[担当：私学振興課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課・中央図書館・総合教育センター]

## (3) 学校図書館等の機能の強化

### ア 学校図書館の資料・設備の充実

#### (7) 魅力的な図書資料等の計画的な整備・充実

子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な資料を整備・充実させ、新聞を複数配備するよう促進します。また、各教科等における多様な学習活動を展開するために必要な資料を計画的に収集、整備するとともに、情報が古くなった図書等の廃棄、更新を行いつつ、計画的な図書購入による図書標準の達成を促進します。

また、発達の段階や障害の状態等、多様なニーズに応じた図書資料等（LLブック、さわる絵本、点字本、拡大写本、録音図書、字幕付き

ビデオ、大型絵本、絵本、紙芝居、デジタルコンテンツ等)の充実を図るよう促進します。

#### **(イ) 施設・設備の整備・充実**

学校図書館の施設・設備については、学校図書館を改造することと、その事例等を紹介することにより、読書スペース及び学習スペースの整備・充実が進められるよう働きかけます。

また、子どもの発達の段階や特別な支援を必要とする児童生徒の状態等に応じて、読書環境の整備（場所や空間の確保、書棚の高さの工夫、図書情報検索システムの導入、必要に応じて介助者の協力等）を図るよう促進します。

#### **(ウ) 学校図書館の情報環境整備化**

蔵書のデータベース化や児童生徒の個人用端末の活用にあわせて環境整備等、学校図書館の情報環境の整備を促進します。

#### **(エ) 学校間、公立図書館との連携による図書資料等の有効活用**

県総合教育センターでは、学校図書館に関わる業務を行う司書教諭や教員、学校司書、地域ボランティアに対して、学校間での資料の貸出や公立図書館等との連携事業を紹介し、近隣の学校や公立図書館と連携して図書資料等が有効に活用されるように促します。

#### **(オ) 学校図書館の評価**

「学校図書館チェックシート」をもとに自己評価を行い、学校内で情報共有するとともに、学校評価の指標内に「学校図書館」の項目を入れ、外部評価の視点も参考にし、次年度の運営に活用するよう促進します。

[担当：私学振興課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課・総合教育センター]

### **イ 学校図書館活性化のための人的配置**

#### **(ア) 司書教諭の発令促進**

11 学級以下の学校においても司書教諭が発令されるよう促進します。

#### **(イ) 司書教諭等の校務分掌等の配慮**

司書教諭がその職責を十分果たせるよう、司書教諭が学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について他の教員に助言する時間や、授業の支援等を行う時間の確保等への配慮を促進します。

#### **(ウ) 学校司書の配置とその効果的な活用の促進**

読書活動への支援や環境整備等、学校司書を活用した効果の情報について収集し、その役割や活用方法について、更なる充実を促します。

県立高等学校においては、図書館機能の充実のため、事務職員が図書館担当として従事する時間を確保するよう促します。

[担当：私学振興課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター]

## ウ 学校図書館の活用を推進するための研修・研究の充実

### (ア) 県・市町教育委員会主催研修の充実

司書教諭をはじめとする教員、学校司書及び学校図書館ボランティアの研修等の充実に努め、資質の向上を図ります。市町教育委員会が主催する学校図書館関係職員等を対象とした研修を支援します。

初任者研修など各種研修機会等を通じ、読書活動の重要性や学校図書館の役割について理解を促進します。また、管理職に対しても、研修などを通じて、学校における読書活動や学校図書館を活用した学習活動の重要性、学校図書館や司書教諭の役割、学校司書等の必要性などについて、理解を促進します。

### (イ) 学校図書館に関する情報の共有化と周知

「静岡県の学校図書館」や「読書県しずおか Book サイト」、「県生涯学習情報発信システム（通称「まなぼっと」）」等広報紙やインターネットサイトに学校図書館に関する情報を掲載し、その情報の共有・周知を図ることにより、学校図書館に関わる人々の資質向上に努めます。

### (ウ) 学校図書館に対する直接支援

県総合教育センターの学校等支援研修により、センター職員が各学校図書館を訪問し、学校図書館づくり及び運営について支援し、学校図書館支援センター的機能の充実に努めます。

### (エ) 公立図書館等との連携

公立図書館の職員との研修や広報紙等を通じて、公立図書館との連携を図り、学校図書館の果たす役割について理解を促進します。

[担当：義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課・中央図書館・総合教育センター]

## 学校図書館関係者を対象にした研修の実施

学校図書館を有効に活用し、子どもの読書活動を推進するためには、司書教諭や学校司書だけでなく、図書館ボランティアや読み聞かせボランティア、または公共図書館との連携が大切です。静岡県総合教育センターでは、学校図書館に関わる全ての方たちの連携・協働を促進し、生涯学習の基盤を支える学校図書館の充実に努めることを目的に、「みんなでつくろう学校図書館講座」を開催しています。

これまでに、「司書教諭・学校司書・ボランティア等との連携」「ブックトーク体験」「読書バリアフリー法と学校図書館について」などの講座を実施し、学校図書館への理解を深める機会となるよう努めています。



(みんなでつくろう学校図書館講座)



**【努力目標（数値目標）】**

目標項目	目標値 (2025年度)	現状値 (2020年度)
保護者に対して子どもの読書活動を啓発している学校等の割合	幼 100 % 小 100 % 中 100 % 特 100 %	幼 98.6 % 小 96.6 % 中 82.9 % 特 75.6 %
朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校（特別支援学校は、児童生徒の実態に応じて朝読書、読み聞かせ等の読書活動に取り組む学部）の割合	小 100 % 中 100 % 高 90 % 特 100 %	小 95.9 % 中 92.9 % 高 82.5 % 特 97.3 %
図書標準を達成している学校の割合	小 90 % 中 80 %	小 82.5 % 中 59.0 %
司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等を行う時間を位置付け、実施している学校の割合（12学級以上の司書教諭発令校を対象とする）	100 %	小 77.5 % 中 68.2 % 高 37.3 % 特 47.6 %
学校司書等を配置している学校の割合	90 %	小 86.2 % 中 84.1 % 高 82.3 %
「子ども読書の日」（4月23日）、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）のいずれかに読書啓発（図書館利用指導を含む）に取り組んだ学校、公立図書館の割合	小 100 % 中 100 % 高 75 % 特 90 % 図 100 %	小 91.2 % 中 73.5 % 高 52.9 % 特 78.4 % 図 86.3 %

## 4 推進・支援体制の整備等

これまで掲げてきた施策は、いずれも「読書県しずおか」を構築するために不可欠であり、行政の関係課・機関、各種団体、民間企業等と連携を図りながら、具体的な実施に向け、推進・支援体制の整備・充実に努めます。

### (1) 県における推進・支援体制の整備

#### ア 市町との連携《重点》

県の計画を踏まえた市町の推進計画の策定や見直しを働きかけ、市町と連携して本計画の推進を図ります。

##### 【主な取組】

- 市町子どもの読書活動推進担当者会の実施
- 子ども読書アドバイザーフォーラムの実施

[担当：社会教育課]

#### イ 「静岡県読書活動推進会議」の定期的な開催

「静岡県読書活動推進会議」を定期的に行い、本計画の進捗状況を評価するとともに、実効性のある施策を検討します。

##### 【主な取組】

- 静岡県読書活動推進会議の開催

[担当：社会教育課]

#### ウ 施策の周知《重点》

市町の教育委員会や子ども・子育て関係部局、各学校、各図書館等に対し、本計画に基づく県の施策の周知を図ります。

[担当：私学振興課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課]

#### エ 優秀な取組の顕彰

優秀な読書活動の実践を行っている学校や読書活動推進団体等を顕彰します。また、県内の他の機関や団体等の顕彰についても、積極的に広報し、県民への周知を図ります。

##### 【主な取組】

- 「読書県しずおか」づくり優秀実践校、優秀実践団体（者）表彰の実施
- 「読書県しずおか Book サイト」による情報発信

[担当：義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課・中央図書館]

## 「読書県しずおか」づくり優秀実践校・団体表彰

静岡県教育委員会では、読書活動において特色ある優れた実践を行っている学校と、団体及び個人を表彰しています。



(令和3年度表彰式)

### オ 優良推奨図書を選定

県内の青少年健全育成のため、青少年向けの優良図書を選定し、県ホームページ等で公開します。

#### 【主な取組】

- 優良推奨図書の選定、広報

[担当：社会教育課]

## (2) 出版、書籍販売業界、報道機関等との連携

### ア 業界との協働

出版・書籍販売業界や報道機関等との連携を進めながら、協働によって、県一丸となって親子読書や読書活動の推進に努めます。

#### 【主な取組】

- 書店等との協働による読書関連事業の広報
- 「静岡書店大賞」への協力

[担当：社会教育課・中央図書館]

## 静岡書店大賞

静岡書店大賞は候補作を決めないオープン文学賞で、静岡県内の新刊書店員と図書館員（公立図書館だけでなく、小・中・高・特別支援学校の学校図書館や大学・専門図書館も含む）が投票権を有しています。静岡県立中央図書館の職員が実行委員会の協力委員となり、図書館や公共の立場から運営に参加しています。

毎年9月に静岡県内の新刊書店員と図書館員が県民読者にお勧めしたい本を投票し、12月に受賞作が決定されます。授賞式以降は、新刊書店では売り場で集中的な販売を行い、図書館では過去受賞作を含めた展示を行うなど、県民に向けてPRが行われます。

民間と行政の垣根を越えた先駆的な賞で、全国の出版社や書店に注目されています。



- ・ 小説部門
- ・ 児童書・新作部門
- ・ 児童書・名作部門
- （図書館員のための投票で決定）
- ・ 映像化したい文庫部門

（全4部門）

## イ 読書関連イベント等の広報

読書活動を推進する社会的気運を醸成するため、報道機関に対し、読書関連イベント等の広報を積極的に働きかけていきます。

### 【主な取組】

- 報道機関との協力による読書関連事業の広報

[担当：社会教育課・中央図書館]

## (3) 施策の実施に向けて

県は、本計画に掲げられた各施策を実施するため、事業の必要性や費用対効果を十分検証した上で、必要な予算措置その他の措置を講ずるよう努めます。

# 参 考 資 料

・「本とともにだち」プラン 努力目標（数値目標）一覧……………	33
・ 関係法令・計画等……………	34
文字・活字文化振興法……………	34
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律……………	35
<子どもの読書活動の推進に関するもの>	
子どもの読書活動の推進に関する法律……………	36
子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）……………	37
<公立図書館に関するもの>	
ユネスコ公共図書館宣言……………	48
図書館の設置及び運営上の望ましい基準……………	49
<学校図書館に関するもの>	
学校図書館法……………	53
学校図書館図書標準算定表……………	53
学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項……………	54
・ 令和3年度静岡県読書活動推進会議委員……………	56

「本とともにだち」プラン 努力目標（数値目標）一覧

	目標項目	目標値 (2025年)	現状値 (2020年)
1	1週間に1度は家庭や地域で本に親しむ子どもの割合	小 70 % 中 47 % 高 34 % 特 65 %	小 59.2 % 中 42.9 % 高 29.9 % 特 53.8 %
2	1か月の読書冊数	小 7 冊 中 4 冊 高 2 冊	小 5.0 冊 中 3.7 冊 高 1.9 冊
3	保護者に対して子どもの読書活動を啓発している学校等の割合	幼 100 % 小 100 % 中 100 % 特 100 %	幼 98.6 % 小 96.6 % 中 82.9 % 特 75.6 %
4	朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動を実施している学校（特別支援学校は、児童生徒の実態に応じて朝読書、読み聞かせ等の読書活動に取り組む学部）の割合	小 100 % 中 100 % 高 90 % 特 100 %	小 95.9 % 中 92.9 % 高 82.5 % 特 97.3 %
5	図書標準を達成している学校の割合	小 90 % 中 80 %	小 82.5 % 中 59.0 %
6	司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等を行う時間を位置付け、実施している学校の割合（12 学級以上の司書教諭発令校を対象とする）	100 %	小 77.5 % 中 68.2 % 高 37.3 % 特 47.6 %
7	学校司書等を配置している学校の割合	90 %	小 86.2 % 中 84.1 % 高 82.3 %
8	「子ども読書の日」（4月 23 日）、「こどもの読書週間」（4月 23 日～5月 12 日）、「読書週間」（10月 27 日～11月 9 日）のいずれかに読書啓発（図書館利用指導を含む）に取り組んだ学校、公立図書館の割合	小 100 % 中 100 % 高 75 % 特 90 % 図 100 %	小 91.2 % 中 73.5 % 高 52.9 % 特 78.4 % 図 86.3 %
9	子ども読書アドバイザーとして活動する人の数	250 人	-
10	県内市町立図書館の児童図書の年間貸出冊数（12歳以下の子どもの1人あたり）	24 冊	20.8 冊
11	「子ども読書活動推進計画」の見直しをした、または見直しを図っている市町の割合	100 %	85.7 %

参考指標	実績 (2020)
本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合	小 67.2 % 中 69.4 % 高 61.5 % 特 71.8 %
家庭における不読者の割合	小 17.1 % 中 34.0 % 高 48.5 %

## 関係法令・計画等

### 文字・活字文化振興法（平成17・7・29公布）

#### （目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

#### （基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

#### （国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるも

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### （学校教育における言語力の涵養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### （文字・活字文化の国際交流）

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

#### （学術的出版物の普及）

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### （文字・活字文化の日）

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

#### （財政上の措置等）

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元・6・28公布）

### 第一章 総則

（目的）

**第1条** この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

**第3条** 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

**第4条** 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第5条** 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

**第6条** 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### 第二章 基本計画等

（基本計画）

**第7条** 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

**第8条** 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

**第9条** 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行



われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

**第10条** 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

**第11条** 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

**第12条** 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

**第13条** 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著

作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

**第14条** 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

**第15条** 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

**第16条** 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

**第17条** 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第四章 協議の場等**

**第18条** 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

## <子どもの読書活動の推進に関するもの>

### 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13・12・12公布)

(目的)

**第1条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

**第2条** 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性

を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

**第3条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

**第6条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

**第7条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

**第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### (子ども読書の日)

**第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### (財政上の措置等)

**第11条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）（平成30・4・20閣議決定）

### はじめに

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立した。推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としている。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。その後、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を定めた。

第三次基本計画期間中においては、学校図書館法（昭和28年法律第185号）の改正、学習指導要領の改訂等、子供の読書活動に関連する法制上の整備がなされ、家庭、地域、学校等において様々な取組が行われてきた。一方、依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題があるほか、情報通信手段の普及・多様化等、子供の読書活動を取り巻く環境の変化も見られる。

第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第四次基本計画」。以下「本計画」という。）を定めることとする。

本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本の方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子供の読書活動の推進に必要なと考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、都道府県又は市（特別区を含む）

以下同じ。) 町村に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

## 第1章 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況

### I 子供の読書活動に関する取組の現状

#### 1 家庭・地域における取組

- (1) 図書館数が漸増しており過去最高となった(平成23年:3,274館,平成27年:3,331館)。
- (2) 児童室を有する図書館が増加した(平成23年:2,059館,平成27年:2,119館)。
- (3) 児童用図書の貸出冊数が増加した(平成22年度:約1億7,956万冊,平成26年度:約1億8,773万冊)。
- (4) 読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館が漸増している(平成23年:2,311館,平成27年:2,316館)。
- (5) 子供が主体的に読みたい本を選択するための有効な手段であるオンライン閲覧目録(OPAC)導入率が上昇した(平成23年:87.0%,平成27年:88.8%)。

#### 2 学校等における取組

- (1) 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した(平成24年:小学校96.4%,中学校88.2%,高校40.8%,平成28年:小学校97.1%,中学校88.5%,高校42.7%)。
- (2) 司書教諭の発令は、12学級以上のほとんどの学校で行われている(平成24年:小学校99.6%,中学校98.4%,高校95.9%,平成28年:小学校99.3%,中学校98.3%,高校96.1%)。なお、11学級以下の学校においては発令が増加傾向にある(平成24年:小学校23.9%,中学校27.4%,高校25.3%,平成28年:小学校28.7%,中学校33.5%,高校35.7%)。
- (3) 学校司書を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある(平成24年:小学校47.8%,中学校48.2%,高校67.7%,平成28年:小学校59.2%,中学校58.2%,高校66.6%)。
- (4) 我が国の子供の読解力は、国際的に見て上位となっている一方で、直近の2015年調査では2012年調査と比較して読解力の平均得点が有意に低下している(2006年調査:498点・12位/30か国,2009年調査:520点・5位/34か国,2012年調査:538点・1位/34か国,2015年調査:516点・6位/35か国)。

### II 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化

#### 1 学校図書館法の改正等

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律(平成26年法律第93号。以下「改正法」という。)が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定された。加えて、改正法附則第2項において「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、…(略)…学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校

司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成28年10月に「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」が取りまとめられた。

これを受け、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成した。

また、平成20年6月に図書館法(昭和25年法律第118号)が改正され、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成した。

また、平成20年6月に図書館法(昭和25年法律第118号)が改正され、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成した。

#### 2 学習指導要領の改訂等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められている。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されたところである。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されている。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としている。

#### 3 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。例えば、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており(平成26年度:小学生17.1%,中学生41.9%,高校生90.7%,平成27年度:小学生23.7%,中学生45.8%,高校生93.6%,平成28年度:小学生27.0%,中学生51.7%,高校生94.8%,平成29年度:小学生29.9%,中学生58.1%,高校生95.9%),個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子供たちの身近に存在するようになっている。ま

た、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も近年の特徴である。

## 第2章 基本的方針

### I 子供の読書活動に関する課題

子供は、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになる。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料<sup>8</sup>を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心や真理を求める態度が培われる。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっている。子供たちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められている。

一方、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にある。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかと指摘もある。

このような状況にあって、現在、学習指導要領等の改訂や高大接続改革が行われているところである。その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられる。

第三次基本計画においては、子供の不読率（1か月に一冊も本を読まない子供の割合であり、平成24年度には小学生4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%であった。）をおおむね5年後に小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年間で半減させる（平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とする）ことを目標としていた。本目標下において、平成29年度の不読率は小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%であった。

年により不読率の数値に変動はあるものの、これまで中学生の時期までの子供については各地域で様々な読書活動の推進に関する取組が行われてきたこともあり、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向にある。一方で、高校生の不読率は依然として高い状況にある。また、いずれの世代においても、第三次基本計画で定めた進度での改善は図られていないことから、各世代に関して、効果的な取組を進めることが重要である。

### II 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性

子供の読書活動の重要性が高まっていることや、学校段階により子供の読書活動の状況に差があることに留意しながら、本計画期間においては、乳幼児期から、子供の実態に応じて、子供が読書に親しむ活動を推進していく必要がある。

特に高校生の不読率が高いことを受けて行った文

部科学省の調査研究によると、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられる。

このような現状を改善するために、前者には発達段階に応じて読書し読書を好きになる、つまり読書習慣の形成を一層効果的に図る必要があり、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要がある。

前者については、子供が発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施することが重要である。

後者については、勉強する時間やメディアを利用する時間が高校生の放課後の時間の多くを占めている実態があることに鑑みると、高校生の時期の子供が多忙の中でも読書に関心を持つようなきっかけを作り出す必要がある。その方法としては、高校生の時期の子供は、友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向があることから、友人等からの働き掛けを伴う、子供同士で本を紹介するような取組の充実が有効であると考えられる。

このように、子供の読書への関心を高めるために、国、都道府県、市町村は、子供の実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、取組の充実・促進を図ることが望まれる。

なお、スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。これらについて、国は、本計画の実施期間中にこうした読書環境の変化に関する実態把握とその分析等を行う必要がある。

都道府県や市町村においては、このような方向性を踏まえつつ、子供の読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な体制を整備するとともに、推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下「都道府県推進計画」という。）及び推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）の策定又は見直しを行うことが望まれる。

また、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している民間団体の活動に対する支援が行われることが重要である。

そのほか、読書活動についての関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るため、優良事例の紹介等の普及啓発活動が行われることが重要である。

## 第3章 子供の読書活動の推進体制等

### I 市町村の役割

子供の読書活動の推進に当たっては、子供や保護者に最も近い立場にある市町村の役割が重要である。

市町村は、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった

関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

市町村がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第2項に規定されているように市町村推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。

第三次基本計画においては、市町村推進計画の策定率を第三次基本計画期間中に市100%、町村70%以上とすることを目標としていた。しかし、市町村推進計画の策定率（平成28年度末）は、市88.6%、町村63.6%であり、とりわけ町村の策定率が低い状況となっている。このように、市町村推進計画の策定率は、市及び町村のいずれも改善しているが、第三次基本計画で定めた目標には達しておらず、地域における取組の差は改善しているものの依然として残っている。

市町村推進計画が未策定の市町村においては、基本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努めることとなるが、これには、都道府県による支援や助言が必要とされていると考えられる。

市町村推進計画を既に策定している市町村においても、基本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて市町村推進計画の見直しを行うよう努める。

## II 都道府県の役割

都道府県は、市町村と同様に、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

都道府県は、市町村に対し、図書の長期貸出し等都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに、他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うよう努める。

特に、課題となっている高校生の時期の子供を対象とした取組については、多数の高等学校を所管する立場から、市町村と連携しつつ、施策を推進するよう努める。

都道府県がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第1項に規定されているように都道府県推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。平成29年度末時点では全都道府県において都道府県推進計画が策定されているが、基本計画の見直しの状況を踏まえながら、都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うよう努める。

## III 国の役割

国は、本計画に基づく施策を推進するため、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。

国は、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるために、都道府県、市町村、民間団体等と連携し、「子ども読書の日」等の全国的

な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る。

国は、都道府県が市町村への支援等子供の読書活動を推進するに当たって必要な支援を行う。具体的には、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例（読書に関わる主体の連携による取組、子供同士の取組、教員研修等）等の情報を収集・分析・提供するとともに、必要な助言を行う。なお、スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。スマートフォン利用の長時間化により読書活動の時間が減少している可能性や、これを活用した読書活動の推進や言語活動の充実方策について、国は、本計画の実施期間中に詳細な実態把握とその分析を行う。

第三次基本計画においては、子供の不読率及び市町村推進計画の策定率について数値目標を設定していたが、本計画期間においてもこの達成を引き続き目指すこととする。つまり、子供の不読率を平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とし、市町村推進計画の策定率を市100%、町村70%以上とすることを目指す。

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて自主的に実施する子供の読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。

国は、これらの施策の効果について点検及び評価を行い、必要に応じて施策を見直す。

## 第4章 子供の読書活動の推進方策

### I 発達段階に応じた取組

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

このためには、読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のような傾向があるとの指摘を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校において取組が進められることが重要である。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要である。

- ① 幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）  
乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
- ② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）  
低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでな

く、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

- ③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）  
多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
- ④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）  
読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

## II 家庭における取組

### (1) 家庭の役割

子供の読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、推進法第6条にも規定されているとおり、子供にとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものである。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなど、工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けることが望まれる。

### (2) 家庭における読書を支援する取組

家庭における読書活動が進むよう、学校、図書館、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援が行われることが重要である。

具体的には、保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催、家庭教育支援の一環として行われる読み聞かせ会やわらべうたに親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供、お薦め本を掲載したリーフレットの作成とお薦め本の学校等への貸出し、国のホームページ等を活用した家庭における読書に関する情報提供等をはじめ、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭における理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われること

が求められる。

また、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」や、家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」が多くの市町村において行われているが、これらを含めた様々な取組が更に推進されることが望まれる。

## III 地域における取組

### 1 図書館

#### (1) 図書館の役割

子供にとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子供に読ませたい本を選択したり、子供の読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。図書館は子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子供の読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。

さらに、図書館は、図書館法及び「望ましい基準」等に基づき、地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれる。

#### (2) 図書館における読書を支援する取組

##### ① 図書館等の整備

地域における子供の読書活動を推進するためには、子供が読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

「望ましい基準」では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うこと等が規定されている。

我が国の図書館数は平成27年現在3,331館であり、昭和年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率では、都道府県立は100%、市立は98.4%であるが、町立は61.5%、村立は26.2%と、町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である。

公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。

既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子供の読書活動を一層促進するための環境整備を図るよう努める。

都道府県は、とりわけ、町村図書館の設置が

十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、広く国民の理解を得るよう努める。

## ② 移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子供等、より多くの子供に読書の機会を提供することを可能にするものである。移動図書館を運行する場合は、運行回数が増大やサービスポイント18の拡充に努め、子供やその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。

## ③ 情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子供の読書活動をより充実したものとする事ができる。平成27年現在、来館者が利用できるコンピューターを設置している図書館は91.2%、子供がより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録(OPAC)の導入率は88.8%である。

いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

## ④ 子供の利用のためのスペース等の設置

平成27年現在、児童室を設置している図書館の割合は63.6%であり、子供にとって図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子供の利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子供にとって利用しやすい図書館の整備を促す。

## ⑤ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実

障害のある子供に対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

平成27年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は93.5%に上るものの、録音図書を所有する図書館は20.2%、点字図書等を所有する図書館は39.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は49.1%にとどまっている。このため、図書館においては、録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど、障害のある子供が利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

## ⑥ 運営状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に関しては、図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に

係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努める。

## ⑦ 図書館資料の整備・提供

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書(以下「児童・青少年用図書等」という。以下同じ。)を含む図書館資料(図書館法第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。

## ⑧ 子供や保護者を対象とした取組の企画、実施

図書館は、引き続き子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子供同士で行う活動等を企画し、実施することが求められる。これに当たっては、対象となる子供の特性や実施する場所等を踏まえて工夫することが望まれる。

## ⑨ 読書活動に関する情報提供

地域における子供の読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子供の読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供するとともに、中学生や高校生の時期の子供を含む子供たちが気軽に足を運び、図書を借りたくなるよう工夫することが重要である。

図書館のホームページの開設やメールマガジンの配信、ソーシャルメディアの活用等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。平成27年現在、ホームページを開設している図書館は91.8%と平成23年と比べて21.1ポイント増加したが、メールマガジンの配信は10.1%、ソーシャルメディアの活用は12.6%にとどまっている。全ての図書館において、インターネット等を活用した子供の読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

## (3) 連携・協力

### ① 学校図書館等との連携・協力

子供の読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。特に、図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子供が利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子供の読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ま

しい。

国、都道府県及び市町村は、図書館と関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

## ② ボランティア活動の促進

図書館におけるボランティア活動は、子供の読書活動の推進にも大きな役割を果たしており、絵本専門士等読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが望ましい。図書館はボランティア登録制度の導入等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

各地域において、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための「地域学校協働本部」の整備が進められており、放課後等における様々な学習・体験プログラムを提供する「放課後子供教室」等の取組が実施されている。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力し、子供の読書活動の推進に資する学校図書館等の支援や読み聞かせの実施、子供の読書活動に関する研修機会の提供等、地域における子供の読書活動の充実を図ることが望ましい。

## (4) 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

### ① 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子供読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子供の読書に関する保護者の相談への対応等、子供の読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。

### ② 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子供の読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子供やその保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子供の読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子供の読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は、図書館法第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

## 2 その他

### (1) 国立国会図書館

国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。

### (2) 大学図書館

子供の読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

### (3) 公民館図書室等

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子供の読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

### (4) 児童館

児童館は、子供に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子供が読書に親しむ契機となっているため、都道府県及び市町村は、これらの活動が一層推進されるよう促す。

### (5) 放課後子供教室、放課後児童クラブ等

放課後や休日に子供たちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等の地域の居場所についても、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。

## IV 学校等における取組

### 1 幼稚園、保育所等

#### (1) 幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。



## (2) 幼稚園、保育所等における取組

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園、保育所等における図書の整備への支援等を通じて、幼稚園、保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

## 2 小学校、中学校、高等学校等

### (1) 小学校、中学校、高等学校等の役割

子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされている。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際、子供の読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められる。

### (2) 小学校、中学校、高等学校等における取組

#### ① 小学校、中学校、高等学校等における読書指導

小学校、中学校、高等学校等の各学校段階において、子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、以下の活動が挙げられる。

- ・全校一斉の読書活動
- ・推薦図書コーナーの設置
- ・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
- ・子供が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）等の子供同士で行う活動

全校一斉の読書活動については、現在3万校弱の学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが、このような活動は不読率の改善という観点

から効果的である。高等学校等においても、自主性を尊重しつつ行われることが望まれる。

子供同士で行う活動については、後述するように、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながる重要なものである。

また、新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されている。

具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められている。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介等児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

#### ② 障害のある子供の読書活動

障害のある子供は、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進する。

### (3) 学校図書館

#### ① 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要である。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業日

等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

加えて、蔵書の貸出しの促進、子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。

## ② 学校図書館の取組

### ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料(学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。)を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。

このため、文部科学省において、平成29年度から33年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約220億円、5年間で総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。学校図書館図書標準(平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定)の達成が十分でない状況(平成27年度末(平成23年度末):小学校66.4%(56.8%),中学校55.3%(47.5%))を踏まえ、都道府県及び市町村においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。また、新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約30億円、総額約150億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成27年度末現在、小学校で約41.1%、中学校で約37.7%、高等学校で91.0%であり、新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

また、学校図書館においては、公共図書館や他の学校の学校図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借等を行うことが重要である。

### イ 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各

学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

### ウ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。

平成27年度末現在、学校図書館と情報メディア機器を活用できる部屋(コンピューター室等)が一体的に整備されている(隣接して整備している場合も含む)割合は、小学校で12.6%、中学校で8.2%、高等学校で4.6%である。また、学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器が整備されている割合は、小学校で10.6%、中学校で12.5%、高等学校で47.6%であり<sup>24</sup>、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で73.9%、中学校で72.7%、高等学校で91.3%である<sup>24</sup>。

教育用コンピューターをはじめとする学校におけるICT環境整備については、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、効果的かつ効率的な整備を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

## (4) 人的体制

子供の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましい。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導

に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

特に、校長は学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があるとの認識を深めるため、例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効である。また、教職員を対象とした研修機会の充実等が図られるとともに、教員の養成課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

#### ① 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされており、各学校での配置が進められているが、引き続き司書教諭の配置を進めるとともに、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を進める。

また、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。

#### ② 学校司書の配置

学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの、学校司書を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており（平成28年4月（平成24年5月）：公立小学校59.3%（47.9%）、公立中学校57.3%（47.6%）<sup>25</sup>）、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校司書を配置するための経費として、平成29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」において、新たに学校司書を位置付け、単年度約220億円、5か年総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。都道府県及び市町村は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校司書の更なる配置に努めるとともに、研修の実施等学校司書の資質・能力の向上を図るための

取組を行うことが期待される。

また、「学校司書のモデルカリキュラム」については、学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいとしたものである。学校司書の採用については、任命権者である都道府県、市町村、学校法人等の権限であり、これらに対して、モデルカリキュラムを周知し、モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進することが適切である。

#### ③ その他

図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要である。

#### (5) 連携・協力

子供の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子供の読書活動を推進することが重要である。都道府県及び市町村は、幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子供の読書活動の充実を図ることが有効である。

### V 子供の読書への関心を高める取組

成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている子供も見られることから、引き続き読書への関心を高める取組を行うことも必要である。

特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられる。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効である。こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要である。

本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたことといった点でも重要なものである。

例えば既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生の時期の子供以外も対象としつつ、取組が行われることが期待される。

#### ・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気付き、より深い読書につなげることができる。

#### ・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

#### ・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて

想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

#### ・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

#### ・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

#### ・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

#### ・図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子供が図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。

#### ・子供同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

また、子供の読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられる。

## VI 民間団体の活動に対する支援

### 1 民間団体の役割

民間団体は、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われている。地域レベルでは、自発的に組織された約9,000のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

### 2 民間団体の活動に対する支援

国は、子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知

するとともに、「子どもゆめ基金」をはじめとした助成等を行う。

また、都道府県及び市町村においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

## VII 普及啓発活動

### 1 普及啓発活動の推進

#### (1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第10条第1項）に設けられたものである。

このため、国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

#### (2) 各種情報の収集・提供

国は、子供の読書活動の効果、インターネット等を用いて子供の読書活動を推進する取組等に関する調査研究を行うとともに、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例等の情報を収集し、これを子供の読書活動の推進に関するホームページを活用するなどして広く提供する。また、国は、各大学の主体的な判断により教員の養成課程において読書教育に関する取組が推進されるよう、必要な情報の収集・提供に努める。

都道府県及び市町村は、子供の読書活動の実態や、域内の学校、図書館、民間団体における先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集し、これを提供するよう努める。

このほか、国、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、民間企業等は、子供の読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

### 2 優れた取組の奨励

国は、子供の読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子供の読書活動についての関心と理解を深める。

#### (1) 優れた取組に対する表彰等

国は、子供の読書活動を推進するため、子供が読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより、その取組の奨励を

図る。子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成25年度から29年度までの表彰実績は合計1,200件である（学校688件、図書館233件、団体259件、個人20人）。

## (2) 優良な図書の普及

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第8項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子供の読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

## <公立図書館に関するもの>

### ユネスコ公共図書館宣言（平成6年（1994）11月採択）

社会と個人の自由、繁栄及び発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意志決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

#### 公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用が出来ない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

#### 公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピュータを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

#### 財政、法令、ネットワーク

\* 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

\* 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

\* 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

#### 運営と管理

\* 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

\* 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。

\* 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉強のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

\* 図書館サービスは、農村と都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。

\* 図書館員は利用者との積極的な仲介者で

ある。適切なサービスを確実にを行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。

\* 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるよう、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

### 宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言の表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟 (IFLA) の協力のもとに起草された。

## 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成 13・7・18 告示 平成 24・12・19 全部改正 令

和元・6・7 改正)

### 第一 総則

#### 一 趣旨

① この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。

② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

#### 二 設置の基本

① 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

③ 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

#### 三 運営の基本

① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会

の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

④ 私立図書館(法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。)は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

#### 四 連携・協力

① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

#### 五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

#### 六 危機管理

① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

## 第二 公立図書館

### 一 市町村立図書館

#### 1 管理運営

##### (一) 基本的運営方針及び事業計画

① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」と

いう。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

#### (二) 運営の状況に関する点検及び評価等

① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

#### (三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

#### (四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

#### (五) 図書館協議会

① 市町村教育委員会(法第八条に規定する特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館にあ

っては、当該市町村の長。以下同じ。)は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

#### (六) 施設・設備

① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

### 2 図書館資料

#### (一) 図書館資料の収集等

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

#### (二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

### 3 図書館サービス

#### (一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

#### (二) 情報サービス

① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

### (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

### (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

### (五) 多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又

は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

### (六) ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

## 4 職員

### (一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実に努めるため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

### (二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。



## 二 都道府県立図書館

### 1 域内の図書館への支援

① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

### 2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

### 3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

### 4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

### 5 職員

① 都道府県教育委員会(法第八条に規定する特定地方公共団体である都道府県の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館にあっては、当該都道府県の長。)は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすた

めに必要な職員を確保するよう努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

### 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

## 第三 私立図書館

### 一 管理運営

#### 1 運営の状況に関する点検及び評価等

① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

#### 2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

#### 3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

#### 4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

### 二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

### 三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

### 四 職員

① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

＜学校図書館に関するもの＞

学校図書館法（昭和28年8月8日公布 平成27年6月24日最終改正）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

学校図書館図書標準算定表（平成5年3月制定 平成19年4月改正）

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	3,000+520×(学級数-2)
7～12	5,080+480×(学級数-6)
13～18	7,960+400×(学級数-12)
19～30	10,360+200×(学級数-18)
31～	12,760+120×(学級数-30)

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	4,800+640×(学級数-2)
7～12	7,360+560×(学級数-6)
13～18	10,720+480×(学級数-12)
19～30	13,600+320×(学級数-18)
31～	17,440+160×(学級数-30)

ウ 特別支援学校（小学部）

専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,600
3～6	2,600+173×(学級数-2)
7～12	3,292+160×(学級数-6)
13～18	4,252+133×(学級数-12)
19～30	5,050+67×(学級数-18)
31～	5,854+40×(学級数-30)

視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3～6	2,520+104×(学級数-2)
7～12	2,936+96×(学級数-6)
13～18	3,512+80×(学級数-12)
19～30	3,992+40×(学級数-18)
31～	4,472+24×(学級数-30)

エ 特別支援学校 (中学部)

専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	4,800+213×(学級数-2)
7～12	5,652+187×(学級数-6)
13～18	6,774+160×(学級数-12)
19～30	7,734+107×(学級数-18)
31～	9,018+53×(学級数-30)

視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	4,800+128×(学級数-2)
7～12	5,312+112×(学級数-6)
13～18	5,984+96×(学級数-12)
19～30	6,560+64×(学級数-18)
31～	7,328+32×(学級数-30)

**学校図書館の充実及び司書教諭に関する配慮事項 (平成30年3月県教委作成)**

平成9年6月、学校図書館法が改正され、平成15年度から、12学級以上の学校において司書教諭が必置となった。学校図書館法改正の主旨について「学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、(中略)学校教育の改革を進めるための中核的な役割を担うことが期待されている。特にこれからの学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等を育むことが求められており、学校図書館の果たす役割はますます重要になってきている。」と示されており、各学校においては、このことに十分留意する必要がある。

また、学習指導要領の総則において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童(生徒)の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とあるように、すべての教員がこれを活用して指導を行うことが求められている。

については、学校図書館の充実が図られ適切な指導が行われるよう、学校図書館の機能や司書教諭の職務の重要性等に関する周知や司書教諭の資質の向上に一層努めていく必要がある。

1 学校図書館の機能

「学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の取

集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。」と示されている。(「平成28年10月これからの学校図書館の整備充実について(報告)」より)

2 授業における学校図書館の活用の拡大

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改訂された学校教育法第21条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと(第5号)」が新たに規定された。

また、平成29年3月に学習指導要領が改訂され、言語能力の育成を図るためには、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて児童生徒の言語活動を充実させることが大切であるとされた。このような観点に立って、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実させることが求められている。

3 学校の配慮事項

学校図書館の機能の充実を図るためには、学校における配慮が必要である。

(1) 司書教諭の職務の明確化

ア 司書教諭の法的位置付け

学校図書館法第5条では「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」また、「前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。」としている。

イ 司書教諭の職務

「司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努める。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言する。」としている。

(「平成28年10月これからの学校図書館の整備充実について(報告)」より)

(2) 校内体制の整備

ア 教職員の協力体制の確立と共通理解

(ア) 学校図書館部等の設置

司書教諭を中心に、学校司書や図書主任、研修主任、各学年担当等を構成員とした「学校図書館部」を置いて、学校図書館の活性化を図る。

(イ) 学校図書館を活用した授業や読書活動等に関する校内研修を実施することを通して、司書教諭の役割、学校図書館の機能についての共通理解を図る。

- (ウ) 司書教諭の職務に専念できる時間の保障  
可能な範囲で司書教諭としての職務に専念する時間を確保できるよう配慮する。

(例)

- ・司書教諭が読書指導や利用指導などを行う「図書の時間」を設けるなどして、教育課程において学校図書館活用の時間を位置付ける。
- ・司書教諭が調べ学習など学校図書館の機能を活用した授業を支援するチームティーチングの時間を教育課程に位置づける。
- ・学校図書館の資料を活用した授業を行う教員のサポートする時間を確保する。

イ 他の校務分掌の配慮

学校図書館の機能を充実させるには司書教諭の役割は多く、業務は多岐に渡るため、可能な範囲で司書教諭の職務に専念できるよう校務分掌の配慮を図る。

ウ 司書教諭研修会等への積極的参加

県・市町主催や教育研究会主催の研修会、図書館大会等への積極的な参加を促す。

4 学校図書館の充実に向けた取組

学校図書館の機能の充実を図るために、各校の実態に応じて工夫した取組が望まれる。

(例)

・学校図書館図書資料の整備・充実

地方交付税措置を活用して学校図書館資料の計画的な整備を図り、図書標準が達成されるように努める。また、児童（生徒）にとって適切な情報が発信できるよう、計画的な図書の廃棄及び更新を進める。

・地域との連携

保護者や地域住民によるボランティア、読書アドバイザー（県読書アドバイザー養成講座修了生）の協力を得て、図書館活動の活性化を図るよう努める。具体的には、読み聞かせや図書の整理、データ入力、図書館の掲示等の補助を依頼することが考えられる。また、寄付などにより、蔵書の充実も考えられる。

資料の借用や公共図書館司書の授業等での活用ができるよう、学校図書館と地域の公共図書館等との連携・協力の体制を作る。

・情報化の推進

蔵書のデータベース化や校内LANの整備によるインターネットの利用ができるよう、学校図書館にコンピュータを整備し、学習・情報センター化に努める。

## 令和3年度 静岡県読書活動推進会議委員

	氏名	所属	備考
1	林 左和子	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	委員長 学識経験者
2	赤石 達彦	県立中央図書館 館長	副委員長 図書館・行政
3	石田 金也	県立下田高等学校 校長 (静岡県高等学校図書館研究会長)	学校 (高校)
4	伊藤 博	静岡県読書推進運動協議会 会長	民間 (読書推進)
5	勝山 高	静岡県読み聞かせネットワーク 会長	民間 (読書推進)
6	佐塚 慎己	静岡県書店商業組合 副理事長	民間 (書店)
7	鈴木 隆臣	静岡視覚特別支援学校 校長	学校 (特別支援学校)
8	松浦 京子	静岡市立美和小学校 校長 (静岡県教育研究会学校図書館部長)	学校 (小・中学校)
9	水谷 智美	静岡市立安東こども園 園長	学校 (幼児教育)

(敬称略 役職等は委員委嘱時)

## 「本とともだち」プラン

第三次静岡県子ども読書活動推進計画（－後期計画－）

令和4年3月

静岡県教育委員会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-3160（社会教育課）

F A X 054-221-3362

E-mail [kyoui\\_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp)



富国徳の美しい“ふじのくに”



静岡県

Shizuoka Prefecture